

東根市週休2日確保工事実施要領の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○東根市週休2日確保工事 <u>(建設工事)</u> 実施要領 (定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 週休2日確保工事 本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事を <u>いい、通期の4週8休を必須とする。</u> (2) 発注者指定型 現場閉所 <u>又は交替制</u>により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。 <u>(3) 週休2日 次に掲げる状態をいう。</u> <u>ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、月曜日から日曜日までを基本とする1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、悪天候等、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。</u> <u>イ 完全週休2日（交替制）とは、交替制において、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、1週間に2日間以上の休日確保したと認められる状態をいう。夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得してあれば、完全週休2日を達成しているとみなす。</u> <u>ウ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。</u>	○東根市週休2日確保工事実施要領 (定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 週休2日確保工事 本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事を <u>いう。</u> (2) 発注者指定型 現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。 <u>(3) 受注者希望型 現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。</u>

改正後	改正前
<u>エ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>(4) 対象期間</u> 工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等を含まない。 <u>(5) 4週8休以上 次に掲げる状態をいう。</u> <u>ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> <u>イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率または休日率が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。</u> <u>(6) 現場閉所</u> 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>(7) 現場閉所率</u> 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。 <u>(8) 交替制</u> 現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日確保す	<u>(4) 受注者希望型（交替制） 交替制により週休2日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。</u> <u>(5) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>(6) 完全週休2日 現場閉所による週休2日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>(7) 対象期間</u> 工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等を含まない。 <u>(8) 4週8休以上 現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。</u> <u>(9) 現場閉所</u> 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>(10) 現場閉所率</u> 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。 <u>(11) 交替制</u> 現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日確保す

改正後	改正前
ることをいう。 <u>(9) 休日率</u> 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。 (対象工事及び発注方式) 第3条 この要領において週休2日確保工事の対象となるものは、東根市が発注する全ての工事<u>とし、発注者指定型で発注するものとする</u>。ただし、次に掲げる工事は、対象としない。 (1) 緊急を要する工事 <u>(災害復旧工事を含まない。)</u> (2) 対象期間が30日未満の工事 2 連続施工せざるを得ない工事は、<u>交替制</u>で発注するものとする。 (<u>現場閉所</u>による週休2日確保工事の取扱い等) 第4条 発注者は、当初(発注)時において、<u>月単位の4週8休以上を達成した場合</u>の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。 2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による週休2日確保工事である旨を記載するものとする。 3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、<u>月単位の週休2日又は完全週休2日(土日)</u>を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、<u>完全週休2日(土日)において</u>、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日<u>及び日曜日</u>以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。 4 受注者は、工事名標示板に<u>月単位又は完全週休2日(土日)の</u>週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。 5 受注者は、<u>週休2日</u>の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市	ることをいう。 <u>(12) 休日率</u> 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。 (対象工事及び発注方式) 第3条 この要領において週休2日確保工事の対象となるものは、東根市が発注する全ての工事<u>とする</u>。ただし、次に掲げる工事は、対象としない。 (1) 緊急を要する工事 (2) <u>工期が60日未満又は</u>対象期間が30日未満の工事 2 連続施工せざるを得ない工事は<u>受注者希望型(交替制)</u>で発注するものとする。 <u>3 前項に該当しない工事は発注者指定型で発注することを原則とする。ただし、現場条件等によりこれにより難しい場合は、受注者希望型とすることができる。</u> (<u>発注者指定型</u>による週休2日確保工事の取扱い等) 第4条 発注者は、当初(発注)時において、<u>4週8休以上</u>の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。 2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による週休2日確保工事である旨<u>及びその発注形式</u>を記載するものとする。 3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、<u>週休2日又は完全週休2日</u>を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、<u>完全週休2日において</u>、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、<u>日曜日及び祝日</u>以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。 4 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。 5 受注者は、<u>週休2日又は完全週休2日</u>の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市

改正後	改正前
建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の3）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。	い場合は、東根市建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の3）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。
6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、<u>完全週休2日（土日）においては土曜日及び日曜日</u>以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。	6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、<u>完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日</u>以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、<u>完全週休2日（土日）</u>においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。	7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、<u>完全週休2日</u>においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
<u>8 完全週休2日（土日）の取組に当たっては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。</u>	
<u>9 災害対応等でやむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。</u>	
<u>10 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。</u>	<u>8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。</u>
<u>11 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合の協議</u>に当たっては、次に掲げる書類を提出し	<u>9 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合において、協議</u>に当たっては、次に掲げる書類

改正後	改正前
なければならない。 (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料 (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等 (休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。)の書類	を提出しなければならない。 (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料 (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等 (休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。)の書類
<u>12 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。また、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。</u>	<u>10 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が4週8休に満たない場合、4週8休以上の経費の補正を除して、工事費を積算するものとする。</u>
<u>13 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。</u>	<u>11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。</u>
	<u>(受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等)</u> <u>第4条の2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による週休2日確保工事である旨を記載するものとする。</u> <u>2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。この場合において、協議の結果、週休2日確保工事を実施しないこととしても、受注者はその責を負わないものとする。</u> <u>3 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。</u> <u>4 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。</u> <u>5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の3）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。</u>

改正後	改正前
(<u>交替制</u>による週休2日確保工事の取扱い等) <u>第4条の2</u> 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上の交代制を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。 <u>2</u> 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が<u>交替制による月単位の週休2日確保工事</u>である旨を記載するものとする。	<u>6</u> 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日に限定せず、振替現場閉所日を設定できるものとする。 <u>7</u> 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。 <u>8</u> 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。 <u>9</u> 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合において、協議に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料 (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類 <u>10</u> 発注者は、変更（精算時）の積算において、4週8休以上の現場閉所を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。 <u>11</u> 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評価において評価するものとする。 (<u>受注者希望型（交替制）</u>による週休2日確保工事の取扱い等) <u>第4条の3</u> 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が<u>受注者希望型（交替制）による週休2日確保工事</u>である旨を記載するものとする。

改正後	改正前
<u>3</u> 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事<u>（月単位又は完全週休2日（交替制））</u>を実施するか否かについて協議を行うものとする。 <u>4</u> 施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を<u>交替制</u>の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。 （1） 非常勤の者（臨時で従事する者） （2） 現場作業日数が5日未満の者 <u>5</u> 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び<u>月単位の週休2日又は完全週休2日（交替制）を確保する</u>休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。 <u>6</u> 受注者は、工事名標示板に<u>月単位又は完全週休2日（交替制）の</u>週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。 <u>7</u> 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の3）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。 <u>8</u> 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。 <u>9</u> 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。 <u>10</u> <u>受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。</u> <u>11</u> 受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現	<u>2</u> 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。<u>この場合において、協議の結果、週休2日確保工事を実施しないこととしても、受注者はその責を負わないものとする。</u> <u>3</u> 施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を<u>受注者希望型（交替制）</u>の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。 （1） 非常勤の者（臨時で従事する者） （2） 現場作業日数が5日未満の者 <u>4</u> 受注者は、<u>週休2日確保工事を実施する場合</u>、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。 <u>5</u> 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。 <u>6</u> 受注者は、週休2日<u>又は完全週休2日</u>の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の3）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。 <u>7</u> 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。 <u>8</u> 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。 <u>9</u> 受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現

改正後	改正前
場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。 <u>12 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合の協議に当たっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提出しなければならない。</u> <u>13 発注者は、変更（精算時）の積算において、完全週休2日（交替制）を達成した場合、完全週休2日（交替制）の補正係数に変更するものとする。また、月単位の4週8休の交替制に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。</u> <u>14 発注者は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて、工事成績評価において評価するものとする。</u> 附 則 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する 2 この告示において準用する山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領及び山形県農林水産部週休2日確保工事实施要領（以下これらを「県実施要領」という。）に定める補正方法の改正が行われた場合の補正方法の適用については、当該改正があった県実施要領の施行の日以後に発注手続を行う工事から適用する。 附 則（令和6年11月1日告示第112号） この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市週休2日確保工事实施要領の規定は、同日以後に発注手続を行う工事から適用する。 附 則（令和8年1月1日告示第140号） この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市週休2日	場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。 <u>10 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合において、協議に当たっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提出しなければならない。</u> <u>11 発注者は、変更（精算時）の積算において、4週8休以上の交替制を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。</u> <u>12 発注者は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて、工事成績評価において評価するものとする。</u> 附 則 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する 2 この告示において準用する山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領及び山形県農林水産部週休2日確保工事实施要領（以下これらを「県実施要領」という。）に定める補正方法の改正が行われた場合の補正方法の適用については、当該改正があった県実施要領の施行の日以後に発注手続を行う工事から適用する。 附 則（令和6年11月1日告示第112号） この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市週休2日確保工事实施要領の規定は、同日以後に発注手続を行う工事から適用する。

改正後	改正前
確保工事実施要領の規定は、同日以後に発注手続を行う工事から適用する。 別紙 1 週休 2 日確保工事における工事費の積算について 〔発注者指定型〕 1 積算方法等 対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。 (1) 現場の閉所状況 現場の閉所状況は、次のとおりとする。 ① <u>完全週休 2 日（土日）</u> <u>対象期間内の全ての週で土日に現場閉所されている場合</u> ② <u>月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）</u> <u>対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場 合</u> <u>暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土 曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休 （28.5% 以上）を達成しているものとみなす。</u> $\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$ (2) 補正方法 山形県県土整備部週休 2 日確保工事実施要領（令和 5 年 7 月 1 日施行）及 び山形県農林水産部週休 2 日確保工事実施要領（令和 5 年 7 月 1 日施行）に 定める補正方法を準用する。 2 当初（発注）時の積算 <u>月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合</u>の経費の補正を行い、工事費を積算 する。	別紙 1 週休 2 日確保工事における工事費の積算について 〔発注者指定型・<u>受注者希望型</u>〕 1 積算方法等 対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。 (1) 現場の閉所状況 現場の閉所状況は、次のとおりとする。 <u>4 週 8 休以上</u> <u>現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合</u> $\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$ (2) 補正方法 山形県県土整備部週休 2 日確保工事実施要領（令和 5 年 7 月 1 日施行）及 び山形県農林水産部週休 2 日確保工事実施要領（令和 5 年 7 月 1 日施行）に 定める補正方法を準用する。 2 当初（発注）時の積算 <u>(1) 発注者指定型</u> 4 週 8 休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

改正後	改正前
3 変更(精算)時の積算 変更(精算)時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。 <u>現場閉所が完全週休2日(土日)を達成した場合、完全週休2日(土日)の補正係数に変更するものとする。</u>現場閉所が4週8休に満たない場合、<u>月単位の週休2日</u>の補正<u>係数</u>を除して、工事費を積算する。 〔<u>発注者指定型</u>(交替制)〕 1 積算方法等 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日<u>率</u>の確保状況に応じて、各経費を補正するものとする。 (1) 技術者及び技能労働者の休日<u>率</u>の確保状況 技術者及び技能労働者の休日<u>率</u>の確保状況は、次のとおりとする。 ① <u>完全週休2日(交替制)</u> <u>対象期間内の全ての週で休日率が28.5%(2日/7日)以上の場合</u> ② <u>月単位の週休2日(4週8休以上)</u> <u>対象期間内の全ての週で休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合</u> (2) 休日率の計算 ア 対象者毎の休日率の計算 対象者毎に休日率を計算する。なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。 $\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$	(2) <u>受注者希望型</u> <u>経費の補正は行わず、工事費を積算する。</u> 3 変更(精算)時の積算 変更(精算)時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。 (1) <u>発注者指定型</u> 現場閉所が4週8休に満たない場合、<u>4週8休以上の経費</u>の補正を除して、工事費を積算する。 (2) <u>受注者希望型</u> <u>4週8休以上の現場閉所を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。</u> 〔<u>受注者希望型</u>(交替制)〕 1 積算方法等 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて、各経費を補正するものとする。 (1) 技術者及び技能労働者の休日の確保状況 技術者及び技能労働者の休日の確保状況は、次のとおりとする。 <u>4週8休以上</u> <u>休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合</u> (2) 休日率の計算 ① 対象者毎の休日率の計算 対象者毎に休日率を計算する。なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。 $\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$

改正後	改正前
イ 工事全体での休日率の計算 アにより求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。 ウ 中抜け期間の除外 以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。 ・他工事に従事している期間 ・断続的な作業期間の間の期間 ・長期休業等により出勤できない期間 (3) 補正方法 山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行）及び山形県農林水産部週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行）に定める補正方法を準用する。 2 当初（発注）時の積算 <u>月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い</u>、工事費を積算する。 3 変更（精算）時の積算 変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、休日<u>率</u>の状況を確認でき次第、積算できるものとする。 <u>完全週休2日（交替制）を達成した場合、完全週休2日（交替制）の補正係数に変更するものとする。休日率が月単位の4週8休に満たない場合、月単位の週休2日の補正係数を除して</u>、工事費を積算する。 別紙2 週休2日確保工事における工事成績評価の取扱いについて 1 方針 週休2日確保工事を実施した工事について、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評価における評価を行う。	② 工事全体での休日率の計算 ①により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。 ③ 中抜け期間の除外 以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。 ・他工事に従事している期間 ・断続的な作業期間の間の期間 ・長期休業等により出勤できない期間 (3) 補正方法 山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行）及び山形県農林水産部週休2日確保工事実施要領（令和5年7月1日施行）に定める補正方法を準用する。 2 当初（発注）時の積算 <u>経費の補正は行わず</u>、工事費を積算する。 3 変更（精算）時の積算 変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、休日の<u>確保</u>状況を確認でき次第、積算できるものとする。 <u>4週8休以上の休日</u>を達成した場合、<u>4週8休以上の経費</u>の補正を<u>行い</u>、工事費を積算する。 別紙2 週休2日確保工事における工事成績評価の取扱いについて 1 方針 週休2日確保工事を実施した工事について、<u>発注形式によらず</u>現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評価における評価を行う。

改正後	改正前
発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評価の減点は行わない。 2 評価方法 (1) 監督員の2.施工状況「Ⅱ.工程管理」において、次のとおり評価を行う。 ア 現場の閉所状況<u>及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が月単位の4週8休以上、又は完全週休2日(土日又は交替制)の場合</u>(次の2項目を評価) ・「適切な休日の確保を行っている。」 ・「その他(月単位の4週8休以上を実施している。)」 イ 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が<u>通期の4週8休以上の場合</u>(次の1項目を評価) ・「適切な休日の確保を行っている。」 (2) 監督員の5.創意工夫において、次のとおり評価を行う。 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が<u>通期の4週8休以上の場合</u> ・「その他(週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。)」 ※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価する。 (3) 総括監督員の2.施工状況「Ⅱ.工程管理」において、次のとおり評価を行う。 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が<u>通期の4週8休以上の場合</u>	発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評価の減点は行わない。 <u>受注者希望型及び受注者希望型(交替制)の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休2日に取り組むため、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況にかかわらず工事成績評価の減点は行わない。</u> 2 評価方法 (1) 監督員の2.施工状況「Ⅱ.工程管理」において、次のとおり評価を行う。 ① 現場の閉所状況が4週8休以上<u>で</u>完全週休2日の場合(次の2項目を評価) ・「適切な休日の確保を行っている。」 ・「その他(完全週休2日を実施している。)」 ② 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が4週8休以上の場合(次の1項目を評価) ・「適切な休日の確保を行っている。」 (2) 監督員の5.創意工夫において、次のとおり評価を行う。 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が4週8休以上の場合 ・「その他(週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。)」 ※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価する。 (3) 総括監督員の2.施工状況「Ⅱ.工程管理」において、次のとおり評価を行う。 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が4週8休以上の場合

改正後	改正前
・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」 ・「その他（現場閉所（交替制）による週休2日（4週8休以上）を行った。）」 ※ 週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとする。	・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」 ・「その他（現場閉所（交替制）による週休2日（4週8休以上）を行った。）」 ※ 週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとする。
別紙3	別紙3
週休2日確保工事における工期の考え方について	週休2日確保工事における工期の考え方について
週休2日を確保するイメージ （発注者指定型）	週休2日を確保するイメージ （発注者指定型・ <u>受注者希望型</u> ）
例 通期 月単位 現場閉所率 28.6%	現場閉所率 28.6%
※ 上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「<u>通期</u>」の4週8休以上、<u>かつ、月ごとに現場閉所率が8/28=28.5%以上であれば、「月単位」の4週8休以上</u> (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。 (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。 (3) 「施工開始日」とは、本体工事(工事目的物を施工するための工事)や仮設工事(工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事)を着手する日をいう。	※ 上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「<u>4週8休以上</u>」 (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。 (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。 (3) 「施工開始日」とは、本体工事(工事目的物を施工するための工事)や仮設工事(工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事)を着手する日をいう。

改正後	改正前
(4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。 (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。 (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。	(4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。 (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。 (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。 <u>(7) 仮に1箇月単位で4週8休を実現しなくても、対象期間内で8日／28日以上を閉所していれば、週休2日として扱う。</u>